

第2号様式（第7関係）

誓約事項、同意事項の内容を確認した上で、署名 or 記名・押印してください。

- 1 申請書の記載内容に偽りはなく、提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。また、申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の申請を取り下げ、返還します。
- 2 エネルギー価格高騰の影響を大きく受け、申請する時点で事業を継続しており、今後も継続する意思があります。
- 3 交付申請書の「5 要件確認表」に記載の対象月において、申請時点で他の公的機関等から、同一のエネルギー経費に対して、支援金、補助金その他名称の如何を問わず交付される制度の対象の事業者ではありません。

※ 農林水産省が実施するハウス栽培等の施設園芸で使用する重油、灯油を対象とした「施設園芸セーフティネット構築事業」や、国土交通省が実施するタクシー事業で使用するLPガスを対象とした「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」等が、他の公的機関等による補助金等の制度に該当するものです。）

- 4 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（小規模企業者を含む）に該当することに相違ありません。
- 5 市税を滞納していません。
- 6 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。
- 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていません。
- 8 政治団体又は宗教上の組織並びに団体ではありません。

《同意事項》

- 1 審査の結果、交付の対象とならない場合であっても、申請に係る一切の費用（郵送料、証明書の料金等）は申請者側の負担となります。
- 2 中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金交付申請書は、津市において交付決定した後、支援金の請求書として取扱われます。
- 3 市内に複数の店舗又は事業所を有している場合でも、1事業者1回限りの申請となります。

前回の支援金の交付を受けた方で添付書類を省略される場合は、該当する書類にチェックを入れてください。

- 5 津市長が必要と認める場合には、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入り検査等の調査を受け入れる必要があり、また、交付申請に関わる個人情報について、市内関係課及び三重県警察本部その他の官公庁へ提供されることがあります。

《津市小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金の交付を受けた事業者において添付書類を省略される方》

以下のチェックを入れた書類の内容に変更がないので省略します。

確定申告書等の写し

市税の完納証明書

本人確認書類の写し

※該当するものにチェックを入れてください。

上記の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

令和 年 月 日 申請する日を記入してください。

本店（社）所在地（住所） 津市西丸之内23番1号

法人名（個人事業者の場合は屋号） 株式会社 津市商店

代表者役職・氏名 代表取締役 津市 太郎 印

●法人の場合

（代表者が氏名を自署する場合は、代表者印の押印を省略することができます）

●個人の場合

登記事項証明書本店又は主たる事務所欄記載の所在地 住所（お住まいの場所）・屋号・氏名・認め印

法人名・役職・代表者名・代表者印（会社実印）

※自署であれば、法人・個人どちらも押印不要です

（法人の場合は代表者の自署）